

の要望をいただいている。これを受けて、運営協議会の設立に向けて準備している。

問 児童福祉法の改正により市長に事業開始前に届け出をすれば学童保育事業を行うことができるようになる。今後の学童保育の拡充施策への考え方、決意を市長に聞きたい。

答 本市の学童施策は、県下でも先頭を走ってきたという自負がある。国のほうがようやく追いついてきたという思いで今回の変更点も考えている。民間も含めて、学童分野に参入していただくことは、非常にありがたい。世情がこのままの速さで変わっていくのならば、今行っている公設民営、あるいは公設公営に向かって進んでいかなければならないと思う。

教育委員会制度

問 教育委員会制度の特徴、役割は。

答 教育に関する事務を管理執行する行政委員会であり、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書、その他の教材の

取り扱い、及び教育委員、職員的身分取り扱いに関する事務を行い、また社会教育その他教育、学術・文化に関する事務を管理し、執行するため各地方自治体に設置される合議体の執行機関である。

問 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正案が可決されたが、今後教育委員長、教育長はどのように選ばれるのか。また、教育委員会の権限はどうなるのか。

答 現行法では教育委員会の代表は教育委員長である。今後は、市長が教育長、教育委員を任命し、教育委員会の代表は教育長となる。また、首長が総合教育会議を設置し、教育委員会と協議して教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、教育の振興に関する施策の大綱を作成する。教育委員会の権限の変更はない。

問 教育委員長はどのような考えのもとに日々重責を担っているのか。

答 教育には政治的中立と安定性、継続が重要である。教育における不易と流行という視点で、目の前の現実を見極めることが大切である。それにより目指すもの、直すべき

もの、不足しているものが見えてくる。これは新しい教育委員会制度においても、人を育てるといふ仕事としては同じである。新教育長を支援、市長との連携を図ることが教育委員としての役割だと思う。

問 市長は、子どもの教育を支える一員として、教育行政にどう関わるべきだと思うか。

答 教育長と教育行政において頻繁に議論を交わしている。教育行政の中だけでは解決のつき難い問題もあり、福祉やまちづくりの問題、それらを熟知している教育長であるならば、総合教育会議をつくらなくてはいけないということすら、必要ではないかなと今は思う。今後変わらぬ、総合的な関係づくりを続けていきたい。

一般質問 森下みや子 (公明党)

女性の元気応援プラン

問 日本創成会議は、2040年までに全国の半数の自治

体で、20歳から39歳の女性が半数以下になり人口減少の危機にさらされると発表したが、どのように認識をしているのか。

答 若年女性を含めた人口流出を抑制する取り組みは、子育て支援、住環境や教育、福祉などの施策を着実に実施し、住みたい、住み続けたいと思うような魅力あるまちづくりを行うことが重要と考えている。総合計画を基本に、観光・文化資源、都市基盤等の都市ブランドを確立し、効果的、戦略的に市内外にシティーセールスを展開するなど、本市が核となつて地域の活性化を図る必要があると考えている。

問 女性の活躍推進加速化法案が提出され、2020年までに指導的な地位にある女性の割合を3割にするよう推進するものである。本市職員の女性管理職登用の状況は。

答 女性職員は310名35%のうち女性管理職51人21.7%である。後期基本計画で、平成29年度30%を目標としており、試験制度に則って合格者は男女を問わず管理職に登用したい。

問 昨年12月の一般質問で日

本女性会議の開催を提案したが、行政側から開催の手を上げてはどうか。

答 男女共同参画に関する国内最大級のイベントであり、開催される都市で、女性会議など実行委員会が中心に実施している。各団体が主体となつて進めていただくことに意義があり、団体の育成が肝要と考える。全国規模の会議であるので、市民団体、企業、県に協力を求め開催に向けて連携を図り、先進地の事例を学んでいきたい。

問 男女共同参画社会における推進活動、女性リーダーの育成のための取り組みは。

答 橿原市男女共同参画行動計画、にじプランセカンドステージを策定して、全庁的な取り組みを推進している。次世代リーダーを担う女性たち、男女共同参画で活動するグループ等の活動拠点として、ナビプラザ4階の男女共同参画広場を活用してもらっている。さまざまな分野で活動する地域の人材をつなげるコーディネート役として、市民公募の指導員2名を4月より採用した。男女共同参画の視点に立ったテーマで長期的な講座